

大和市告示第60号

大和市私道整備助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市私道整備助成要綱の一部を改正する要綱

大和市私道整備助成要綱（平成21年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 土地所有者 私道の土地の所有権を有する者
- (4) 関係者 私道の土地に接する区画地を所有し、又は利用する者

第4条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第9条中「その」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第3条に規定する助成の要件を満たすものであること。
- (2) 前条各号に掲げる書類に不備がないこと。
- (3) 土地所有者等及び代表人に市税等の滞納がないこと。ただし、滞納があっても、既に分割等で納付履行し、又は分割納付誓約書を提出している場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。